

沖縄・地域安全パトロール隊への協力チームの設置に関する達を次のように定める。

平成28年6月15日

沖縄防衛局長 井上一徳

沖縄・地域安全パトロール隊への協力チームの設置に関する達

(設置)

第1条 沖縄総合事務局において、「沖縄・地域安全パトロール隊」を創設することに伴い、運用に当たっての必要な協力を適切に処理するため、局に当分の間、「沖縄・地域安全パトロール隊への協力チーム（以下「協力チーム」という。）を置く。

(協力チームの構成等)

第2条 協力チームは、チーム長、チーム長代理、副チーム長、総括班、要員班、物品班、対外調整班をもって構成する。

(1) チーム長は、沖縄防衛局次長をもって充て、協力チームの事務を総理する。

(2) チーム長代理は、総務部長をもって充て、チーム長不在のときにその職務を代行する。

(3) 副チーム長は、管理部長をもって充て、チーム長の指揮監督を受け、協力チームの事務を掌理する。

(4) 総括班長は、管理部次長をもって充て、協力チームの事務の総括を行う。

(5) 総括班に、副班長を置き企画室長をもって充て、班長を助け、総括班長が不在のときは、その職務を代行する。

(6) 要員班長は、総務課長をもって充て、パトロール実施者を指定する。

(7) 要員班に、副班長を置き人事担当補佐をもって充て、班長を助け、要員班長が不在のときは、その職務を代行する。

(8) 物品班長は、会計課長をもって充て、運用に必要な物品などの調達を行う。

(9) 物品班に、副班長を置き会計総括補佐をもって充て、班長を助け、物品班長が不在のときは、その職務を代行する。

(10) 対外調整班長は、業務課長をもって充て、他省庁等との連絡調整業務を行う。

(11) 対外調整班に、副班長を置き地方調整課長及び事故補償担当補佐をもって充て、班長を助け、対外調整班長が不在のときは、その職務を代行する。

2 各班の班員は、各班長が命ずる管下の職員をもって構成する。

3 各班長は、当該班の作業を掌理する。

(パトロール実施者の指定)

第3条 総括班長は、協力チームの運用に当たって、パトロール実施者を指定する必要があると認めるときは、各課等に協力を求めることができる。

2 前項の規定による求めがあったときは、各課等は、できる限りの協力を行うものとする。

3 要員班長は、各課長等からの推薦を受け、パトロール実施者を指定するものとする。

(庶務)

第4条 協力チームの庶務は、管理部業務課において処理する。

(委任規定)

第5条 この達に定めるもののほか、協力チームの運営に関し必要な細部事項は、チーム長が定める。

付 則

この達は、平成28年6月15日から施行する。